

非常勤プログラムオフィサー 募集要項

1. 採用分野及び採用予定人数

音楽分野	1名
舞踊分野	1名
演劇分野	1名

2. 業務内容

芸術文化振興基金及び文化芸術振興費補助金等により行う助成事業のうち、音楽分野、舞踊分野または演劇分野の以下の業務。

- (1) 助成事業に係る基本的な方向性の検討に資する情報の収集及び分析
- (2) 芸術文化振興基金運営委員会及び専門委員会への情報提供
- (3) 助成の基本方針案、審査基準案及び事後評価案等の企画立案に資する情報の収集及び分析
- (4) 助成対象活動、助成対象団体の調査
- (5) 文化芸術団体、劇場・音楽堂等への助言等
- (6) 助成事業に関する調査研究

3. 応募資格

- (1) 公的資金による助成事業の公的役割を十分に理解し、公正な態度で職務を遂行することができること。
- (2) 当該分野に関する以下のような多面的な知識・能力を有し、求められる職務を適切に遂行できること。
 - ① 当該分野に関する学術的な知識（国内外の歴史、芸術家、芸術団体、芸術作品、芸術理論、国内外の動向など）
 - ② 芸術作品・公演等の芸術的水準を批評する能力
 - ③ 芸術作品・公演等の創造活動のマネジメントに関する実践的な知識
 - ④ 芸術団体等の管理・運営、財務・会計に関する実践的な知識
 - ⑤ 当該分野の有識者等とのネットワーク等を有すること
- (3) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント）を利用した文書作成・表計算処理ができること。

※ 採用後は、当会の助成事業の助成対象団体に所属したり、関与することはできません。応募にあたっては、これを前提にご準備をお願いします。

4. 採用年月日

令和9年1月1日（金）

5. 任期

1年（5年まで更新可）

6. 勤務形態及び勤務地

(1) 勤務形態：非常勤職員

- ① 勤務時間は原則として平日の午前9時30分から午後6時15分まで。休憩時間はその間の1時間。
 - ② 勤務日数は週2日程度（採用分野の調査出張も含む）。ただし、繁忙に応じて増減あり。
- (2) 勤務場所：独立行政法人日本芸術文化振興会 企画部 基金・助成事務局

（東京都千代田区隼町4-1）

東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」から徒歩約5分

東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」から徒歩約8分

※国立劇場再整備事業に伴い、事務所移転の可能性があります。（現時点では場所は未定です）

7. 給与

本給は日給とし、能力、職歴及び経験を勘案して、以下のいずれかに決定。

(1) 19,400円 (2) 20,100円 (3) 20,700円

交通費は当会規程により月額55,000円を上限として支給。

8. 応募書類

(1) 履歴書（パソコン作成（自筆も可）・直近6か月以内撮影写真貼付）（必須）

※履歴書の左上余白に志望する分野（「音楽分野」「舞踊分野」「演劇分野」のいずれか）を明記してください。

※連絡可能な電話番号とメールアドレスを必ず記載してください。

※勤務する上で、要件がある場合は記載してください。（例：筆名使用希望、等）

(2) 文化芸術活動等業績一覧（様式1）（パソコン作成（自筆も可））（必須）

※署名は自筆

※推薦者がある場合は、「候補者推薦書」（様式2：推薦者名自筆）もあわせて提出してください。

9. 選考方法

(1) 第1次選考：書類選考

(2) 第2次選考：面接

日程：令和8年11月19日（木）（予定）

会場：独立行政法人日本芸術文化振興会（東京都千代田区隼町4-1）

※面接は第1次選考合格者のみ実施します。

※第1次選考の結果は第1次選考合格者のみ令和8年11月10日（火）までにメールにて連絡します。

10. 応募締切

令和8年11月2日（月）午後5時 必着

11. 応募書類の提出先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会 企画部 基金・助成事務局 企画調査課

※応募書類の封筒には「非常勤プログラムオフィサー（ ）応募書類在中」と朱書きし、簡易書留としてください。（ ）内には希望する分野（「音楽分野」「舞踊分野」「演劇分野」のいずれか）を記載してください。

※日本芸術文化振興会の他の募集との併願はできません。

※応募書類は採用審査の目的のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。

※応募書類は厳重なる管理のもと廃棄処分し、返却しませんので、ご了承ください。

12. 本件に関する問合せ先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会

企画部 基金・助成事務局 企画調査課（担当：宮野、岩渕）

電話：03（3265）6302

E-Mail：kikakuchosa-nt@ntj.jac.go.jp

※電話での問合せは午前10時から午後6時までとします（土曜日・日曜日・祝日・12時～13時を除きます。）。